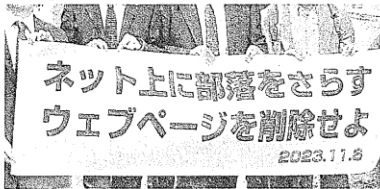


# 被差別部落 ネットに写真・動画掲載 住民、削除を求める申し立て



仮処分申請のため大阪地裁に入る住民ら＝6日、大阪地裁

全国の被差別部落の地名を巡る記事や写真などが掲載されたウェブサイトで、憲法が保障する人格権などを侵害されているとして、被差別部落に住む70代の男性が6日、投稿の削除を求める仮処分を大阪地裁に申し立てた。投稿は社会に根深く残る部落差別を助長・固定化させるとし、男性側は「差別されない権利の侵害」とも主張する。

申し立てによると、このサイトは川崎市の出版社の代表が運営。部落の地名を列挙した上で、代表が自ら撮影した地域の写真が掲載され、男性の自宅も写っているという。男性側は「暮らす地域が部落だと全世界にさらされ、不当な取り扱いや社会的排除といった差別を受けるかもしれない恐怖の中に置かれている」と訴える。

## ■地名リストの出版とネット公開をめぐる主な経緯

**1975年**  
全国の被差別部落の地名などを記載した図書が出版され、企業や大学が購入していたことが発覚

**2015年末ごろ**  
川崎市の出版社が各地の被差別部落を撮影した写真や文章を自社ウェブサイトに掲載

**16年1月**  
出版社が図書のもとになった戦前の報告書を電子化し、ネット上に公開

**2月**  
出版社がその報告書の復刻版出版を公表

**3月**  
横浜地裁が出版禁止の仮処分決定

**4月**  
横浜地裁相模原支部が地名リストのサイト削除の仮処分決定  
部落解放同盟と被差別部落出身者248人が東京地裁に出版とネット公開の禁止や損害賠償を求めて提訴

**21年9月**  
東京地裁が25都府県分の出版禁止やネットの情報削除を命じる

**22年11月**  
グーグル社が、川崎市の出版社の動画約170本をYouTubeから削除

**23年6月**  
東京高裁が原告の主張する「差別されない権利」を認める。出版禁止とネット情報削除の範囲を31都府県分に拡大

(部落解放同盟や弁護士)への取材から作成

川崎市の出版社のサイトには、仮処分を申し立てた男性の自宅を含んだ写真が現れる。有料動画も公開されている。男性は実名もさらされた。

1960年代後半。高校3年の時、地元の銀行に就職を希望したが、教師から「同和地区の人間は採らないからやめておけ」と言われ、諦めた。

75年、全国の被差別部落の地名や世帯数などを掲載した図書を企業や大学などが購入していたことが発覚。身元調査などに使われたとされ、反対の輪が全国に広がった。弁護士によると、川崎市の出版社は図書のもとになった戦前の調査報告書を手に入れた。2015年ごろから冒頭のような写真や文章を自社サイトに掲載し始めた。とされる。

16年2月には図書の復刻版を出版しようとしたほか、ネット上には被差別部落の地名リストを公開した。18年ごろから被差別部落を写した動画の投稿が急増。動画や写真を含む投稿は300本を越える。

「サイトに並ぶ一覧は、地名リストを公開しているのと同じ状態」(弁護士)といい、男性は「私たちが体験してきた就職差別や結婚差別が再び繰り返されてしまう」と恐れる。

一方、出版社は「学術・研究」と付記したり、名称を変えたりして、一連の投稿は「表現の自由であり、権利侵害は起こらない」と主張してきた。

出版社は、YouTubeにも多数の動画を投稿。グーグル社は22年11月、約170本のYouTube動画を削除した。

## 削除後また公開「まるでモグラたたき」

部落差別を巡っては、1970年代、被差別部

落の地名などが掲載された図書が企業などに販売され、身元調査などに用いられる問題があった。

法務省が回収・焼却する対応をとったが、2000年代に電子版が出回っていることが確認されるなど、完全な排除には至らなかった。

この出版社は16年、部落の地名や世帯数などを一覧にした戦前の報告書「全国部落調査」の復刻出版を告知し、ウェブサイトにも地名リストを掲載。部落解放同盟と被差別部落出身者が差し止めなどを求めた訴訟で、東京高裁は今年6月、原告側の「差別されない権利」を認め、出版禁止や損害賠償などを命じた。

今年6日に会見した男性は「部落差別は今も残っている。差別を拡散・拡大していく行為を許すことはできない」と話した。

出版社代表は「当該地区が同和地区であることは明らかで、削除する理由はない」とのコメントを出した。(森下裕介)

## 大阪地裁

落の地名などが掲載された図書が企業などに販売され、身元調査などに用いられる問題があった。法務省が回収・焼却する対応をとったが、2000年代に電子版が出回っていることが確認されるなど、完全な排除には至らなかった。

この出版社は16年、部落の地名や世帯数などを一覧にした戦前の報告書「全国部落調査」の復刻出版を告知し、ウェブサイトにも地名リストを掲載。部落解放同盟と被差別部落出身者が差し止めなどを求めた訴訟で、東京高裁は今年6月、原告側の「差別されない権利」を認め、出版禁止や損害賠償などを命じた。

今年6日に会見した男性は「部落差別は今も残っている。差別を拡散・拡大していく行為を許すことはできない」と話した。出版社代表は「当該地区が同和地区であることは明らかで、削除する理由はない」とのコメントを出した。(森下裕介)

出版社は、YouTubeにも多数の動画を投稿。グーグル社は22年11月、約170本のYouTube動画を削除した。

これに対し出版社側は自社サイトで再び動画を閲覧できるようにした。男性は「まるでモグラたたきのような」と憤る。

弁護士によると、今回の仮処分の申し立ては、21年9月の東京地裁判決でのプライバシー侵害の認定に続き、23年6月の東京高裁判決でも原告が主張する「差別されない権利」が、憲法14条などに基づき認められたことが大きい。代理人の中井雅人弁護士は「第三者による暴露は許されない」という認識を改めて社会で共有したい」と話す。(小若理恵)